

NET 119の利用案内について

「申込書兼承諾書」及び「NET 119申請登録用紙」は、尾三消防本部指令課（以下指令課という）への提出が必要です。

（メールに添付するなどしての提出は本人確認できないため、受け付けることができません。）

1 利用対象者は、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、愛知郡東郷町地内（以下管内という）に在住の方で、聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難である方に限ります。

2 ご利用にあたっては、スマートフォンのインターネット接続契約が必要となります。

3 次のような"異動事項"があった場合は、速やかに指令課まで連絡してください。登録者が異動事項についての連絡を怠ったために通報が受理されなかった場合、指令課では一切の責任を負いかねます。

(1) スマートフォンの機種変更した場合

(2) 携帯電話会社を変更した場合

(3) 電話番号やメールアドレスを変更した場合

(4) 転居した場合（管轄内・管轄外のいずれも）

(5) その他、「NET 119申請登録用紙」に記載した事項に異動がある場合

(6) 本サービスの利用を休止・中止したい場合

4 迷惑メール対策や契約内容を変更する場合も、指令課からのメールが確実に受信できるよう注意してください。

※NET 119での119通報を行うためには以下のドメインにてメールのやり取りが必要です。「web119.info」（半角英数）：設定ができない場合は、お手数ですが携帯ショップにお尋ねください。

5 室内からの通報では衛星からの測位電波が受信できないため、GPSでの正しい位置確認できません。屋外から通報するか、自分がいる場所の住所を確認してから通報してください。

- 6 通報時、周囲に音声通報のできる方がいる場合は、基本的に音声通報を心がけてください。
 - 7 通報後、内容確認のために指令課からメールまたはチャットを要求する場合があります。緊急車両到着まで、絶対に電話や他の通信をしたり、利用端末の電源を切ったりしないでください。
 - 8 指令課は万全の体制で監視していますが、電波状況や機械の故障、インターネット回線の保守作業等により通報を受理できない場合があります。通報後、しばらく経っても返信がないような場合には、別の手段での通報を心がけてください。
 - 9 通報があった場合、指令課員の判断で、消防隊や救急隊へ登録情報を送る場合があります。
 - 10 任意で記入いただいた緊急連絡先（親族・近隣協力者等）には、通報状況により昼夜を問わず指令課から電話連絡することがあります。予めご了承ください。
 - 11 Eメールで指令課からのお知らせなどを送信する場合があります。
 - 12 利用端末の適正な維持管理に努めてください。
 - 13 利用端末の位置情報が通知可能状態になっている必要があります。
- 上記の事項などに疑問・質問などがありましたら、下記までご相談ください。

【尾三消防本部 指令課】

所在地 〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地

尾三消防本部内

電話番号 0561-38-0119

FAX番号 0561-38-4119

E-mail shirei@bisan-fd.togo.aichi.jp